

2026/07/14 (予定) 改正

## 令和 8年度消費税改正（インボイス経過措置の見直し）に対応

Ver.260630

2023年10月より施行された「インボイス制度」において、制度導入時の負担軽減を目的とした期限付きの経過措置が、2026年10月 1日から見直されます。

### 免税事業者等との取引における、仕入税額控除の割合の自動判定／変更

【仕訳処理】メニューなど仕訳伝票を起票する各メニューで、2026年10月 1日以後の免税事業者からの購入に係る仕入税額控除の割合「70 %」に対応しました。

- 伝票日付に応じて、控除割合（80 %・70 %）を自動判定します。
- 取消の場合（反対仕訳の起票時）は、元の仕訳伝票の仕入税額控除の割合を引き継ぎます。

### 仕入税額控除の割合を指定しての検索

仕入税額控除の割合を指定して、仕訳伝票を絞り込めるようになりました。

2026年10月 1日以後の取引のうち、9月30日以前に取引した商品等の返品・値引き以外で、控除割合が「80 %」のものがないかをチェックできます。

### 対応メニュー

- 【仕訳処理】メニュー
- 【仕訳伝票承認】メニュー
- 【仕訳伝票リスト】メニュー
- 【取引明細リスト】メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。